

料金後納
郵便

ゆうメール

Vol.76 商工通信
2020年9月

かめやまWay

目次

1. 亀山プレミアム商品券事業
2. 景況調査
青年部
女性部
3. 相談所
4. インターンシップ
スケジュール
特定商工業者法定台帳
健康診断中止の
お知らせ

亀山商工会議所

〒519-0124 亀山市東御幸町39-8

TEL 0595-82-1331 FAX 0595-82-8987

📍 kameyamacci で検索

<http://kameyama-cci.or.jp>

<http://kameyama-shop.jp/> 〈亀山あきない BLOG〉

<http://www.kameyama-yeg.jp> 〈青年部〉

亀山プレミアム商品券

Kameyama Premium Gift Certificate

10,000 円で **30%も**
13,000 円分の
お買い物ができます!



販売期間 令和2年 9月1日(火) ~ 令和2年 12月30日(水)

使用期間 令和2年 9月1日(火) ~ 令和3年 2月28日(日)

●使用期限を過ぎた場合は、無効となり、払い戻しはできません。

【対象になる人】

- 令和2年7月1日時点で住民基本台帳に登録されている人
- 令和2年7月2日~令和2年11月1日までに出生した子、転入した人等

【商品券の概要】

- 1冊 10,000円 (券面額 13,000円)
(1冊につき 1,000円分の商品券が 13枚 プレミアム率 30%)
- 購入限度は 1人につき 1冊
- 発行券種: 2種類
「TAKERU」 1,000円×10枚 (10,000円)
「たちばな」 1,000円×3枚 (3,000円)
※「TAKERU」: 使用可能事業者 (店舗等) に制限はありません。
「たちばな」: 使用可能事業者 (店舗等) に制限があり次に掲げる
店舗等では使用できません。
スーパーマーケット・ドラッグストア・量販店 (電化製品・酒)
ホームセンター・病院・調剤薬局

【ご利用に関してのご注意】

- 本券のご利用に際してのおつりは出ません。
- 本券のご利用に際して一部の商品・サービスにはご利用できません。
詳しくは取扱事業者でご確認ください。
- 本券は交換・譲渡・売買はできません。
- 本券は表面記載の使用期限を経過したものはご利用できません。
- 本券は亀山市内の取扱事業者でのみご利用できます。
- 本券の盗難、紛失、または滅失等に対し、発行者はその責を負いません。
- 本券の再販または再利用、裏面に取扱事業者の押印があるものはご利用できません。

【販売場所】 (市内に限る)

- 三重銀行、百五銀行 (東御幸出張所を除く)、
第三銀行、北伊勢上野信用金庫、鈴鹿農業協同組合

当所地区の小規模企業の景況 (令和2年7月調査結果)

毎年1月・7月の年2回、企業の景況動向を県下12商工会議所合同で調査することにより、県内の同企業の景況を把握し、当所経営改善普及事業活動の参考とするために実施しています。

【調査対象】

当所会員企業の中から抽出した企業534社に対し回答は126社、回答率は23・6%。

【現状】

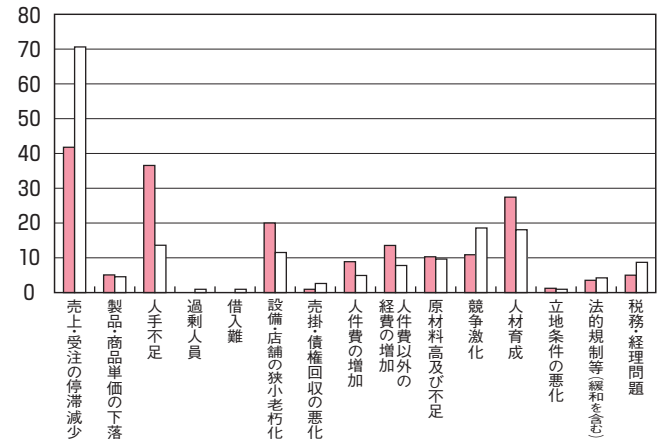
令和2年1～6月の業況は、「良い・やや良い」が4・0%（前期16・5%）、「やや悪い・悪い」が84・1%（前期46・4%）となり、DI値は△80・1（前期△29・9）で、前期時と比べ50・2ポイント悪化した。業種別のDI値でも、全ての業種について悪化の結果となった。

【今後の見通し】

「良い・やや良い」が1・6%（前期11・3%）、「やや悪い・悪い」が73・0%（前期42・2%）となり、DI値は△71・4（前期△30・9）と、40・5ポイント悪化した。現状のDI値（△80・1）と今後のDI値（△71・4）を比較すると、8・7ポイント業況の改善を見通している。業種別では、製造業・卸売業・小売業・飲食業・交通運輸業・その他の業種が改善を見通すほか、サービス業が現在の水準で推移する見通しである。

一方で、建設業は、悪化を見通す結果となった。

経営上困っている問題



※DI値とは…
景況動向を示す指標で調査時点における企業の経済行動(強気か弱気など)を知るものであり、景況動向を判断する資料として広く使用されている。特に言及のない限り「増加」「好転」したとする企業割合から、「減少」「悪化」したとする企業割合を差し引いた値である。

青年部通信

日本商工会議所青年部会長とWEB懇談会を開催

去る6月27日(土)に日本商工会議所青年部(以下、日本YEG)主催で日本YEG会長(宮崎県連 宮崎YEG 米良 充朝氏)、東海ブロックYEG代表理事(岐阜県連 美濃加茂YEG 澤野 泰隆氏)、三重県下12単会会長、県連役員等にご参加いただき、WEB懇談会を開催しました。

新型コロナウイルス感染症の状況下での各地単会の取り組み、日本YEG、東海ブロックYEGの取り組み、これからの青年部活動の在り方、全国の単会会長と共有したい問題、悩みなどについて懇談し、情報の共有を行いました。

亀山商工会議所青年部会員募集中!

〜ニューリーダーとして

将来の亀山を創造しませんか!

商工業の経営者、後継者として指導力、会話法などを学ぶための、様々な研修・講習会などを行い、個人の人格見識を高め、市内の若手経営者と異業種交流を図り、地域商工業の振興に寄与することを目的に活動しています。お気軽にお問い合わせください。
加入資格 当所の会員事業所であり、入会時に満45歳以下の方。

【お問合せ】

青年部担当 塚田・笠原
TEL...82-1331

女性部通信

本年度の女性部活動について

①役員会について
新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、秋以降の時期で改めて正副部会長で開催時期を検討することとしました。

②委員会について
本年度は会員の健康と安全の確保及び感染拡大防止のために、当の間、委員会開催を見合わせさせていただきますこととなりました。

③事業について
新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、実施の是非や内容を検討させていただきます。事業開催の際は改めてご案内を申し上げます。

全国商工会議所女性会連合会 倉敷総会のオンライン開催について

本年度の全国商工会議所女性会連合会倉敷総会の開催について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインで左記の日程にて開催されることとなりました。

◆日時 10月23日(金)

14時30分～17時40分
※開催時間について、変更される場合がございます。

当所女性部でのオンライン参加方法については詳細決定後に追ってご案内をさせていただきます。

相談所コーナー

掲載の支援施策は令和2年8月18日時点の情報です。最新の情報は必ず各施策HP等でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症 特別利子補給事業のご案内

新型コロナウイルス感染症に係る融資制度を利用し、一定の要件を満たす方の最大3年間にあたる利子相当額を助成する特別利子補給事業の申請手続きが開始されます。

本制度の申請書類は貸付を行った金融機関等から交付・郵送されますので到着後お早めにご対応ください。

【お問合せ先】

(独)中小企業基盤整備機構
新型コロナウイルス感染症
特別利子補給制度事務局
TEL 0570-060515

令和2年分の所得税の確定申告から65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正により、令和2年分の所得税確定申告において左記の通り変更されます。

①青色申告特別控除(65万円控除)

現行 65万円 → 改正後 55万円

②基礎控除額

現行 38万円 → 改正後 48万円

なお、「現行の65万円の青色申告特別控除」の適用要件に加えて電子申告又は電子帳簿保存を行うと引き続き65万円控除が受けられます。

手続き等について詳細は同封の制度案内をご確認ください。

家賃支援給付金のご案内

5月の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、「テナント事業者に対して」家賃支援給付金」が支給されます。

◆給付対象者

5月～12月において左記の①または②に該当する事業者が対象です。
① いずれか1ヶ月の売上高が前年同

【家賃支援給付金制度の概要】

支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

- ①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者***
*医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ②**5月～12月**の売上高について、
・**1か月**で前年同月比**▲50%以上**または、
・**連続する3か月**の合計で前年同期比**▲30%以上**
- ③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1ヵ月**における**支払賃料(月額)**に基づき算定した**給付額(月額)**の6倍

| | 支払賃料(月額) | 給付額(月額) |
|-------|----------|--|
| 法人 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 75万円超 | 50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] *ただし、100万円(月額)が上限 |
| 個人事業者 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3 |
| | 37.5万円超 | 25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] *ただし、50万円(月額)が上限 |

お問合せ先 **家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930**
(平日・土日祝日 8:30~19:00)

家賃支援給付金の申請はポータルサイトから電子申請となります。

*電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場(完全予約制)**にてサポートを行います。

>詳細はポータルサイトをご確認ください <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

月比50%以上減少
②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比30%以上減少

◆制度の詳細

本制度の詳細、申請手続き及び申請時に必要となる書類については左記のポータルサイトの申請要領をご確認ください。

◆申請方法

家賃支援給付金の申請は左記のポータルサイトからの電子申請となりますのでご注意ください。

家賃支援給付金ポータルサイト
検索キーワード「家賃支援給付金」

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置のご案内

新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小事業者等の令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担が軽減されます。

◆適用対象

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入が前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等が対象です。

◆課税標準額の軽減割合

事業収入の減少割合に応じて左記の通り課税標準額が軽減されます。

- ①事業収入：30%以上50%未満減少
課税標準額：1/2
- ②事業収入：50%以上減少
課税標準額：零(0)

◆制度の詳細について

制度の詳細及び申請書様式のダウンロードについては亀山市HPをご確認ください。

【お問合せ】

亀山市 税務課 資産税グループ
TEL: 84-5010

申請手続きについての注意

◆申請書の「確認手続き」について
亀山市へ提出する前に必要となる

認定経営革新等支援機関の「確認手続き」は、同機関のほか、税理士等の確認によることもできますので、顧問税理士にまずはご相談ください。

亀山高等学校インターンシップへの
協力的なお願い

当所では、キャリア教育の一環として亀山高等学校インターンシップに取り組んでいます。

新型コロナウイルスの今後の状況が心配されますが、現段階で感染予防対策を徹底し、昨年同様実施する予定です。会員事業所の皆様におかれましては、体験実習受入のご協力をお願いします。

実施期間 11月9日(月)～13日(金)
申込締切 9月11日(金)

【お問合せ先】
インターンシップ担当…加藤
TEL 82-1331

9月
スケジュール

9日(水) 正副会頭会議
青年部役員会
17日(木) 無料経営相談会
29日(火) 常議員会(予定)

10月

3日(土) 創業塾
7日(水) 青年部役員会
10日(土) 創業塾
14日(水) 記帳継続指導
15日(木) 無料経営相談会
17日(土) 創業塾
24日(土) 創業塾



特定商工業者法定台帳
作成のご案内

当所では、市内商工業の総合的な改善発達を図るため、商工会議所法に基づき各種事業を行っています。そのうち最も重要な事業のひとつが「法定台帳の作成と管理運用」であります。

法定台帳は、地区内の商工業の状況を的確に把握する目的で特定商工業者の規模や事業の内容等を調査し、商工会議所の事業実施のための調査資料として厳格な管理のもと有効適切な運用を行っています。

対象事業所の方には、調査票に所定事項をご記入のうえ提出いただいています。

なお、該当されます事業所様方への法定台帳に関する負担金賦課につきましては、後日改めてお知らせします。

特定商工業者とは

地区内において毎年4月1日まで6ヶ月以上引き続き営業所等を有する商工業者のうち次の①・②のいずれかに該当する事業者です。

- ① 常時使用する従業員の数が、20人（商業又はサービス業を主たる事業として営む者については5人）以上
- ② 資本金額または払込済出資総額が、300万円以上

生活習慣病予防健診
中止のお知らせ

当所では、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を考慮し、本年度予定していた生活習慣病予防健診の実施をやむを得ず中止することとなりました。

受診を希望され、お申込みいただいた事業所様には、大変ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、生活習慣病予防健診(35歳以上)を実施している三重県下の健診機関一覧は、協会けんぽのホームページに記載されていますので、ご参考ください。

また、法定定期健診(35歳未満)を実施している医療機関の一覧表はございますので、かかりつけの医療機関へご相談ください。

お近くの健診機関（生活習慣病予防健診）

| | | |
|----------------|-------------------|--------------|
| 鈴鹿中央総合病院 | 鈴鹿市安塚町 1275-53 | 059-384-1017 |
| 鈴鹿回生病院 | 鈴鹿市国府町 112-1 | 059-375-1294 |
| 塩川病院 | 鈴鹿市平田 1-3-7 | 059-375-7030 |
| 中京サテライトクリニック三重 | 鈴鹿市庄野町 字久保 866 | 059-373-4876 |

※直接、健診機関へご予約ください。

いつもあなたのとなりに…

地元の事業者の強い味方
地域活性化連携ローン
「商工会議所・商工会」連携ローン

「絆」

最高 500万円
担保不要
第三者保証人不要

※詳しくはお近くの営業店までお気軽にお問合せください。
亀山支店 TEL 0595-82-2611

北伊勢上野信用金庫
ホームページ <http://www.kitaiseueno-shinkin.jp/>

がんばる企業を応援します。

三重県信用保証協会

三重県信用保証協会は、中小企業の皆さまが事業資金借入をされる際の「公的な保証人」となってサポートします。お気軽にご相談ください。

イメージキャラクター
みえ みらいちゃん
イメージキャラクター
みえ しんぼくん

本店 059-229-6021 (代表)
四日市支店 059-353-9161 (代表)
<http://www.cgc-mie.or.jp/>